

静 情 審 第 2 2 号
平成28年7月25日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会長 興津哲雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成27年6月4日付け障福第338号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切」に係る文書の部分開示決定に対する異議申立て（諮問第202号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事が、別記1の文書1から文書4（文書1から文書4までをあわせて「本件対象公文書」という。）につき、その一部を非開示とした決定について、非開示とされた部分のうち、別記2の「審査会の判断」欄に「開示」と記載された箇所を開示すべきである。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成27年2月21日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別記3の公文書の開示を請求し、同月23日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 平成27年4月8日、実施機関は、本件対象公文書を特定した上で、条例第7条第2号、第3号及び第6号に該当するとしてその一部を開示しないこととする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成27年4月23日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月27日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、請求に係る文書をさらに特定した上で、全部の開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 法テラス職員を含む公務員等の氏名について、実施機関は条例第7条第2号ただし書ウのただし書に該当すると主張するが、当該規定が保護しようとしている情報は、個人の職業に関する情報のうち、それを公開すれば、私生活に不当な影響が予想される場合や個人の経歴評価について虚像を生み出すなどの場合を想定しているのであり、地方公共団体が主催した研修会において司会を務めたりした独立行政法人等の職員の氏名を公開したとしても、上記のようなおそれは生じず、条例第7条第2号ただし書ウに該当するため、開示すべきである。
- (2) 本件では、弁護士や司法書士は法律専門家という公人として研修会に参加したのであり、その氏名はウェブサイトで検索することができることから、条例第7条第2号のただし書に該当する。また、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師はいずれも国家資格保持者として出席したのであるから、条例第7条第2号ただし書に該当する。

- (3) 事例を非開示としているが、対象者を蔑視するような記載を隠蔽することを正当化しようとしているおそれがある。借金苦や離婚、DV被害などに関する相談内容を極めて機微な個人情報であるとするが、法律学や精神医学等の学術雑誌・専門書・一般書等では、相談者や患者の氏名を伏せた上で相談内容や症状等を具体的に記載している。多少の加工を施したとしても、ほぼ実際の事案のままであれば、守秘義務違反や秘密漏示罪に当たるおそれがある。反対に、守秘義務違反、秘密漏示罪に該当していない程度の情報が記載された文書は、当該相談者の権利利益を害するおそれがなく、条例第7条第2号にも第6号にも該当しないため、原則公開の観点からも、全部開示すべきである。
- (4) 本件では、写真が全部黒塗りとされたが、本件処分の趣旨からは、少なくとも、参加者の顔のうち、公務員等及びウェブサイトや書籍・新聞等で顔写真を掲載している者を除いた者の顔のみを非開示として、研修会の部屋などのその余の部分については開示すべきである。他のほとんどの情報公開諸法令の実施機関では、本件同様の非開示理由が付された場合には、写真を全部非開示にせず、一部開示にしている。
- (5) 開示文書中に言及があるにもかかわらず、研修会終了後の交流会の公文書が特定されていない。実施機関は、解釈上の不存在を理由として交流会に係る公文書を非開示決定処分していると思料されるが、懇親を深めるという目的や会合に参加することの任意性は、公文書に該当するか否かとは、無関係である。また、年度によっては参加者名簿が作成されていないなど、対象公文書の一部を廃棄したのであれば、廃棄したため文書不存在と通知すべきであった。
- (6) 条例上の他の実施機関は、精神保健医療に関する研修会等の情報について、本件処分で非開示とされたものも含めて全部開示している。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 借金などの経済生活問題や離婚などの家庭問題を原因・動機とする自殺の割合の増加を受け、弁護士等の法律の専門家（以下「法律専門家」という。）と精神保健福祉の専門家（以下「精保専門家」という。）が適時に適切な支援を提供できるようにするため、平成23年度から、法律専門家と精保専門家の連携事業を実施することとなった。本件対象公文書は、当該事業として平成23年度から平成26年度までに実施された講演会や事例検討を内容とする研修会に係る文書である。
- (2) 法テラスの職員の氏名は、公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合（条例第7条第2号ただし書ウにおける例外）に該当すると判断した。
- (3) 法律専門家と精保専門家の連携を図ることを目的とした研修会であり、特に法律

専門家は私的な立場での参加となるため、対象者が参加しやすいように開催時刻を一般的には勤務時間外となる時間帯に設定したものであり、併せて、精保専門家についても私的な立場でも幅広く参加が可能となるように勤務時間外の時間帯に設定した。現に参加者名簿の所属欄に官公務署名が記載されていた参加者を対象に参加態様を確認したところ、その多くが私的な立場での参加であった。

- (4) 精神保健福祉センターが提供した平成25年度分を除き、機微な個人情報であることから取扱いには慎重を期すこと、研修会において検討する資料としてのみ使用することを前提にして、弁護士や司法書士から任意に提供を受けたものであり、いずれの年度の事例についても、可能な限り実際の事案に即したものとなっている。
- (5) 特に平成26年度分については、他年度よりもさらに詳細な情報が記載されていたため、事例の提供者から特に指示を受け、他年度の開催時にもまして事例検討資料の取扱いに注意を払い、「会議終了後回収」との文言を明記し、回収の徹底を図ったものである。このような経過で取得した情報であるにもかかわらず、公にされることになれば、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難になるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。なお、平成25年度も研修終了後に事例を回収している。
- (6) 復命書に添付された研修会風景写真については、勤務時間外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、条例第7条第2号本文に該当する。また、同号ただし書のいずれにも該当しない。
- (7) 「法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切」についての開示請求を受け、これが平成23年度の連携事業で実施した研修であったことから、平成24年度以降の連携事業で実施した法律家向け研修会も含め、各々、委託契約書、打合せ議事録、復命書等を特定したものであり、特定した公文書に不足はない。交流会は、研修会自体とは別に、研修会終了後に研修会参加者のうち希望した者が懇親を深めるために任意に集まって開催されたものであり、文書の作成も取得もしていない。法律専門家と精保専門家の連携事業の実施に当たっては、精神保健福祉センターが主たる担当所属として事務処理を行い、障害福祉課は本庁における事務の所管課として補助的な関与をしており、研修会には必要に応じて参加していたもので、参加をしていない研修会の資料を取得しておらず、参加した年度についても研修会の資料に含まれていなければ取得していないため、平成26年度分の参加者名簿のみ保有しているものである。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書を見分した上で、非開示とされている部分の非開示情報該当性について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書の性質及び内容

本件対象公文書は、法律専門家と精保専門家との連携を図るために実施機関の事業として平成23年度から平成26年度までに実施された講演会や事例検討を内容とする研修会に係る文書である。

なお、上記研修会は、平成26年度分を除き、実施機関から日本司法支援センター静岡地方事務所（以下「法テラス静岡」という。）への委託事業として実施されたものである。

(2) 非開示情報該当性について

ア 法テラス静岡の代表者印

実施機関宛ての参加依頼通知や開催案内における法テラス静岡の代表者印について、実施機関は、条例第7条第3号に該当するため、非開示としている。

しかしながら、法テラス静岡は、条例第7条第3号の「法人その他の団体」から除かれる「独立行政法人等」（条例第7条第2号ただし書ウ参照）に該当する日本司法支援センターの地方事務所であり、条例第7条第3号の適用はない。

国、地方公共団体等も条例第7条第3号の「法人その他の団体」に該当せず、それゆえ、それらの公印（知事印等）は開示の取扱いとしているところであり、条例の他の非開示事由に該当する事情もうかがえないことから、本件でも、国や地方公共団体等と同様に、法テラス静岡の代表者印は、開示することが妥当である。

イ 法テラス静岡の職員氏名等

研修会式次第、実施機関宛ての研修会参加依頼通知や開催案内に記載された法テラス静岡の職員の氏名（一部の職員については役職を含む。）が非開示とされている。

当該情報は、条例第7条第2号本文の個人に関する情報ではあるが、法テラス静岡の職員は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条に規定する独立行政法人等の役員及び職員であることから、条例第7条第2号ただし書ウの「公務員等」に該当し、当該情報が職務の遂行に係るものであれば、その職及び氏名については開示することになる。

本件に係る研修会参加依頼通知や開催案内は、法テラスの職員がその職務として発出したものであるから、職及び氏名を開示することが妥当である。

実施機関は、氏名を公にした場合、当該公務員等が有する職務権限や職務遂行の内容等から負うべき相当の責任以上の非難を受けたり、その私生活が当該公務員等として受忍すべき限度を超えて脅かされたりするおそれがあり、条例第7条2号ただし書ウの例外に当たるとする。

条例第7条第2号ただし書ウにいう「不当」であるかどうかは、当該公務員

等が有する職務権限や職務遂行の内容等に照らして判断することになるところ、本件において、非開示とされているのは、法テラス静岡の職員が、当該事業に係る研修会の司会を務めたり、研修会の事務を担当したりといった情報にすぎないため、条例第7条第2号ただし書ウの例外には該当しない。

ウ 平成26年度の研修会参加者名簿に記載された氏名等

所属名、氏名等の情報が記載された平成26年度沼津会場分の研修会の参加者名簿で、精神保健福祉センター及び法テラス静岡関係者などの主催者側の参加者を除き、所属名及び氏名が非開示（所属欄に弁護士会又は司法書士会と記載されている場合には氏名のみ非開示）とされている。

当該文書は、研修会参加者の情報が一覧的に記載されたもので、参加した者の氏名も含まれていることから、条例第7条第2号本文前段の特定の個人に関する情報であるといえる。そして、特定の個人が特定の研修会に出席したという情報については、弁護士や医師等のように、資格保有者の情報が公表されている場合も含めて、公にされる慣行が存在すると認めることもできず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、条例第7条第2号ただし書イに該当する事情もうかがえない。

公務員等については、条例第7条第2号ただし書ウの要件に該当する場合には、一定の情報を開示すべきこととされているため、所属名欄に官公署名が記載されている者の情報について、同規定の適用を検討する。

条例第7条第2号ただし書ウの趣旨は、公務員等の職務活動の過程又は結果が記録されている公文書を開示して実施機関の諸活動を説明する責務が全うされるようにするという要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との調和を図る観点から、当該公務員等に分任された職務の遂行に係る情報を開示することである。

本件の研修会は、法律専門家と精保専門家という異なる職種の間が顔の見える関係を構築することを目的としており、一般的な勤務時間帯を外して開催時間帯が設定されたことも踏まえると、本件対象公文書に記録された情報は、職務に関連するとはいえ、公務員等がその担当している職務を遂行しているという側面よりも、個人的に知識・経験を深めるという自己研鑽的な側面が大きいといえるため、主催者側の関係者の情報を除き、条例第7条第2号ただし書ウという公務員の職務の遂行に係る情報とはいえない。

以上のことから、平成26年度の研修会参加者名簿に記載された氏名等の情報につき、実施機関が本件処分で開示すべき部分以外については、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示とすることが妥当である。

エ 平成24年度及び平成26年度の研修会資料中の事例が記載された部分

本件の研修会で使用された資料に記載された事例について、「文書回収」の文言が記載された部分などを除いて非開示とされている。

(7) 条例第7条第2号該当性

個人に関する情報につき、条例第7条第2号本文前段は、当該情報自体で特定の個人を識別することができるものだけでなく、当該情報自体からは特定の個人を識別できないが、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報についても、同号ただし書のいずれかに該当しない限り、非開示情報と規定している。

本件対象公文書のうち事例が記載された文書に登場する関係者については、その氏名や住所などは記載されておらず、当該文書に記載された情報のみでは特定の個人を識別することはできないため、「他の情報」と照合することにより、特定の個人を識別できることとなる情報といえるかどうかの問題となる。

ここに照合の対象とする「他の情報」の範囲については、個人に関する情報が一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあるため、みだりに公にすることがないように最大限の配慮を求めていること（条例第3条）などを踏まえて、対象となっている個人情報の性質や内容に応じて、判断すべきものと解される。

本件対象公文書は、自殺を防止するために、経済的な問題や家庭の問題に対する適時の支援をいかに行うかについて、法律専門家と精保専門家とが連携を図る目的で行われた研修会で用いられたもので、経済的困窮に陥った原因や患った病気などのプライバシー保護の要請が高い情報が記載されている。そして、そのような情報は、本人の身近にいる者にこそ知られたくない性質を有しているものともいえる。

したがって、本件の場合にあっては、特定範疇の者が入手しうる情報も、条例第7条第2号にいう「他の情報」に当たると解すべきである。

照合の対象となる「他の情報」をこのように解したとき、次に、本件において個人識別性があるといえるかが問題となる。

個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素であり、構成員が少数の場合には、他の情報と照合することによって個人が識別される可能性が高くなると考えられるところ、本件では、対象となる情報に係る地域や時期は限定されてはいないが、家族構成、勤務状況、生活状況などが記載されており、事例を提供した弁護士の氏名など、事例提供者の属性に関する情報が部分的に開示されていることを踏まえると、開示されることにより、相談者の近親者や職場の同僚、さらには近隣住民なども、事例に記載された情報と、その保有し、入手し得る情報とを併せ照合することによ

り、当該事例の関係者を識別することが可能であるといえる。

したがって、本件対象公文書のうち事例が記載された文書に記録された情報は、条例第7条第2号所定の非開示情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの）に該当するものというべきであり、また、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ただし、別記1文書2-2のうち、静岡会場分の研修会レジュメ4頁3行目、10行目及び11行目、文書4-1のうち事例資料1頁2行目から4行目までは、それ自体は個人識別部分に該当せず、また、これらの情報を含んだ事例資料における他の箇所に記載された個人識別部分を除いて開示したとしても、当該個人の権利利益を害する情報であるとはいえないため、条例第8条第2項の規定に基づき、開示すべきである。

(イ) 条例第7条第6号該当性（平成26年度分）

実施機関は、平成26年度の事例資料については、事例提供者からの指示を受け、会議資料の回収の徹底を図っており、公にされることになれば、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難となるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、法律専門家と精保専門家との連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事務事業情報に該当すると主張しているため、条例第7条第6号該当性を検討する。

平成26年度の事例資料は、裁判の内容をもとに作成したものとされ、他の年度と同様に、氏名や地名は符号や伏字で表記されてはいるものの、原則として録音が認められていない公判廷の記録をもとにしたものとしては詳細で、他の年度と比較してもより多くの情報が記載されている。また、事例検討会後に回収する旨の文言も付されていた。

これは、検討対象としてふさわしい事例となる程度に記述を詳細にしつつも、関係者が推測されたり、無限定に文書が流通したりしないように配慮するため、慎重を期して、事例提供者が、実施機関に特に回収を指示したものであると解される。

したがって、これを開示した場合、事例提供者の信頼を裏切り、今後、研修にふさわしい事例の収集が困難となるなど、本件研修会の開催目的を達成できず、連携事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、事務事業情報に該当するものと判断され、非開示とすることが妥当である。

しかしながら、(ア)で開示すべきだとした別記1文書4-1のうち事例資料1頁2行目から4行目までは、事例の内容に係る部分ではなく、単に事例を取扱う上で注意すべき事項が記載された部分であり、研修会終了後回収という文言とともに、取扱いに慎重を期す必要がある旨示しているにすぎないため、公にしたとしても、実施機関が主張するような支障が生ずるおそれがある。

るとはいえないため、開示することが妥当である。

なお、当審査会において、本件対象公文書を見分したが、異議申立人が懸念するような、事例関係者を蔑視するような記載などは見当たらなかった。

オ 研修会の様子を写した写真

平成26年度に沼津会場で開催された研修会の復命書に添付された6枚の写真で、実施機関は、6枚の写真をそれぞれ全部黒塗りしたところ、異議申立人は顔写真につき公表慣行がある者の顔部分や背景部分については開示すべきだとしている。

非開示とされた写真を見分したところ、参加者がグループに分かれて事例を検討している様子や検討結果を発表している様子などが写っていることが確認できた。これらは、条例第7条第2号本文に該当する参加者の個人に関する情報が記録されたものであり、しかも、当該情報については、条例第7条第2号ただし書イ及びウに該当するような事情もうかがえない。

条例第7条第2号ただし書アの適用について検討するに、参加者名簿で氏名が開示されている主催者側関係者のうち、公務員等で報道の用に供するためその者の顔写真を報道機関等に提供するなど、公にする慣行があるといえる者については、同号ただし書アに該当するといえるため、その顔部分については開示すべきである。

上記で開示すべきだとした部分以外につき、さらに、条例第8条第2項の部分開示の可否について検討するに、写真の顔部分は個人識別部分であることから、部分開示の余地はないが、その余の部分を開示しても、会場内の様子が明らかになるにすぎず、個人の権利利益を害するおそれはないと考えられるため、開示すべきである。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、研修会終了後の交流会の公文書が特定されていない、年度によっては参加者名簿が作成されていないなど、対象公文書の特定が足りないとの主張をしているため、この点について検討する。

ア 交流会に関する文書

対象公文書として特定された平成23年度の研修会開催案内チラシの記述からは、法テラス静岡への委託方式で事業を実施した平成23年度に交流会が開催されたことは確認できるが、当該交流会が、実施機関が主体となって行われたものであることまではうかがえなかった。

そして、同じく対象公文書として特定されている平成23年度の研修会式次第には交流会に関する記述はないこと、開催案内チラシには参加希望の確認有無欄とともに交流会参加者から費用を徴収する旨の記載があることから、研修会自体とは別に、研修会終了後に研修会参加者のうち希望した者が懇親を深める

ために任意に集まって開催されたものであると認められるので、実施機関としては交流会に関する文書を作成も取得もしていないとの説明に不自然、不合理な点はない。

イ 参加者名簿

①本件事業の主たる担当所属は精神保健福祉センターであり、同事業に補助的に関与していた障害福祉課ではいずれの年度についても参加者名簿を作成していない、②研修会で配付された資料に参加者名簿が含まれていれば取得するが、同課職員が参加した平成23年度、平成24年度及び平成26年度のうち、参加者名簿が参加者に配付されたのは平成26年度のみであるため、平成26年度以外の参加者名簿を取得しておらず、平成23年度から平成25年度までの参加者名簿を保有していないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点はない。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記4のとおりである。

別記 1 実施機関が特定した公文書（「本件対象公文書」）

文書 1	平成 23 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業「法律専門職向け研修会」
1	法律家向け研修会の資料（平成 23 年 9 月 10 日 沼津地区分）
2	法律家向け研修会「こころの病と法律相談」の開催について起案文書
文書 2	平成 24 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」
1	法律家と精神保健専門家のための研修会の開催についての起案
2	法律家向け研修会の資料（平成 24 年 11 月 9 日 静岡地区分）
文書 3	平成 25 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」
1	法律家と精神保健福祉関係者のための研修会の開催について起案文書
文書 4	平成 26 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健福祉関係者のための研修会」
1	法律家と精神保健福祉関係者のための研修会の復命書

別記 2 実施機関が開示しないこととした部分に係る審査会の判断

1 平成 23 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携促進事業「法律専門職向け研修会」

(1) 法律家向け研修会の資料（平成 23 年 9 月 10 日 沼津地区分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
式次第における担当者個人の氏名（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、沼津支部副支部長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示

(2) 法律家向け研修会—こころの病と法律相談—の開催について起案文書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
日本司法支援センター静岡地方事務所所長からの参加依頼文書における代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示
日本司法支援センター静岡地方事務所所長からの参加依頼文書における担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号	開示

2 平成 24 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」

(1) 法律家と精神保健専門家のための研修会の開催についての起案

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
日本司法支援センター静岡地方事務所所長からの静岡県あて開催案内における代表者印	条例第 7 条第 3 号	開示
日本司法支援センター静岡地方事務所所長からの静岡県あて開催案内における担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号	開示

(2) 法律家向け研修会の資料（平成 24 年 11 月 9 日 静岡地区分）

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
式次第における担当者個人の氏名（日本司法支援センター静岡地方事務所所長、副所長及び講師並びに公務員を除く。）	条例第 7 条第 2 号	開示
講演資料（静岡会場分の研修会レジュメ）4 頁及び 5 頁の実際にあった相談例の記載箇所（項目を除く。）	条例第 7 条第 2 号	4 頁 3 行目、10 行目及び 11 行目は開示

3 平成 25 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健専門家のための研修会」

(1) 法律家と精神保健福祉関係者のための研修会の開催について起案文書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
案 1 における担当者の氏名	条例第 7 条第 2 号	開示

4 平成 26 年度法律専門職及び精神保健福祉関係者連携事業「法律家と精神保健福祉関係者のための研修会」

(1) 法律家と精神保健福祉関係者のための研修会の復命書

実施機関が開示しないこととした部分	根拠規定	審査会の判断
研修会風景写真	条例第7条第2号	顔部分（出席事実が公にされ、かつ公表慣行が認められる者を除く。）以外は開示
法律家と精神保健福祉関係者のための研修会（沼津地区）グループワーク中の個人の氏名及び所属欄の記載（氏名欄のうち法テラス弁護士及び主催者を除く。所属欄のうち静岡県弁護士会、静岡県司法書士会及び主催者を除く。）	条例第7条第2号	非開示
資料に添付された事例資料（回収することが記載された箇所を除く）	条例第7条第2号	1頁2行目から4行目までは開示
	条例第7条第6号	

別記3 開示請求の内容

法律家と医療者との研修についてですが、具体的には別紙の通り。

別紙

法律家向け研修会「こころの病と法律問題」に関する情報一切。廃棄されていない限り全ての年度で。

少なくとも、静岡県（障害福祉課）、静岡県精神保健福祉センター、日本司法支援センター静岡地方事務所が主催して平成23年に行われていたことは確認している。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、新聞や雑誌への広報、広報誌、講師の選定、礼金の有無や金額、交通費や宿泊費や旅費、営利企業等への従事許可願、営利企業等への従事許可、贈与等報告書、電話またはその他でのメモ、講演・講座の依頼文、当日配布資料、レジュメ、写真、映像、音声、原稿、電子メール、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、その他の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。

別記4 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成27年6月5日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成27年8月7日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成27年8月28日	審議	第287回
平成27年9月3日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成27年9月28日	審議	第288回
平成27年10月26日	審議	第289回
平成27年11月6日	実施機関から意見書（2）を受け付けた。	
平成27年11月17日	異議申立人から意見書（2）を受け付けた。	
平成27年11月30日	審議	第290回
平成27年12月21日	審議	第291回
平成28年1月25日	審議	第292回
平成28年2月29日	審議	第293回
平成28年3月28日	審議	第294回
平成28年4月25日	審議	第295回
平成28年5月30日	審議	第296回
平成28年6月27日	審議	第297回
平成28年7月25日	審議、答申	第298回

別記5 静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 287 回～第 298 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 287 回
牧 田 晃 子	弁護士	第 290 回～第 298 回
高 橋 正 人	静岡大学 人文社会科学部 准教授	第 287 回～第 298 回
中野 美恵子	静岡大学 教育学部 教授	第 288 回～第 291 回 第 294 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 288 回～第 298 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部長	第 287 回～第 298 回